

世界最先端の知財立国を目指して ～「知的財産推進計画2008」の策定に当たっての提言～

これまで、我が党主導の下、知財立国実現に向けた種々の改革を行ってきた。

国際競争の激化や情報のデジタル・ネットワーク化の進展等の急速な情勢の変化に的確に対応した知財戦略の強化なくしては、我が国の成長は望めない。

このため、先端技術等の知的財産を的確に保護・活用し、イノベーションを創造し続けなくてはならない。重要な特許の獲得や特許の質の向上を図るほか、獲得した知的財産権と経済成長がうまくかみ合うようその活用の仕方の改善が一層求められている。また、我が国コンテンツの潜在力を最大限発揮し、コンテンツ大国の実現に向けた改革を進めていくことが必要である。さらに、国際市場への展開を促進するとともに、国際的に通用する知財人材の育成を強化しなくてはならない。

こうした観点から、自由民主党知的財産戦略調査会は、「知的財産推進計画2008」の策定に当たって、以下を提言する。

1. コンテンツ大国の実現に向けた改革

(1) デジタル・ネット時代に対応した知財制度の整備

コンテンツの多様な利用を促進するとともにクリエイターがその利益を新たな創造につなげるという好循環の形成により、デジタル・ネット時代に対応したコンテンツ大国を実現する。このため、コンテンツの二次利用に係る権利処理コストの低減を実現するための方策、技術革新や新たな利用形態に柔軟に対応するための方策、ネット上の違法コンテンツへの対策等について総合的な検討を行い、速やかに新たな知財制度等の必要な措置を講ずる。

(2) コンテンツ産業の国際展開の促進

「JAPAN国際コンテンツフェスティバル」等において、見本市や国際シンポジウムの充実・多言語化等を通じ、取引市場機能を強化する。また、国際共同製作や国際展開を前提とした契約慣行の確立を支援する。

(3)コンテンツ共有サービスの促進

新たなメディアとして成長しつつある動画投稿サイト等のサービス展開を促進するため、サービス事業者による権利者との著作物の利用に係る包括契約の締結や違法コンテンツを排除するための技術的手段等の活用を促す。

2. 先端技術の知的財産化による絶え間ないイノベーションの創出

(1)オープン・イノベーションの促進

グローバル競争に打ち勝つべく、より効率的かつスピーディーなイノベーションの創出を図るため、内外のリソースの有効活用を図るオープン・イノベーション(参考)の考え方が極めて重要である。

このため、オープン・イノベーションに対応した高度な知財戦略の構築を産業界に促す。

また、オープン・イノベーション促進のための環境整備として、ネット検索サービスや通信過程におけるサーバー等での一時的なデータの蓄積、研究開発等における情報利用を円滑に行うことができるよう知財制度を整備する。

さらに、共通基盤技術の利用を促進する観点から、国際標準化活動を強化する。

(参考)オープン・イノベーションとは、事業者等が自ら有する技術等のリソースを外部のリソースと積極的かつ有効に組み合わせて新たな経済的価値を生み出すことをいう。

(2)iPS細胞等新技術の的確な知財保護と活用の促進

iPS細胞を始めとする画期的な技術については、内外において迅速に基盤的な特許を取得するとともに、オープン・イノベーションの考え方を活かして事業化に結び付けていくための総合プロデュース機能が発揮される仕組みを構築していくことが重要である。こうした観点から、iPS細胞関連技術に係る研究成果を基本特許のみならず応用特許の獲得や事業化につなげていくため、産学官の総力を結集し、総合的支援体制の構築を図る。

さらに、iPS細胞関連技術を含む先端医療分野における特許保護の在り方について検討を開始する。

(3) 中小・ベンチャー企業と地域への支援の強化

中小・ベンチャー企業が研究開発前から知財を意識することによって効率的に研究開発を行えるよう、知財の専門家が直接中小企業等を訪問する相談業務を行う。また、地域の大学や中小企業が有する技術、地域ブランド、観光資源等地域において生み出された知財を他のリソースと結び付けて事業化までつなげるよう支援する。

(4) 迅速かつ柔軟な特許審査の実現

特許審査の順番待ち期間をゼロにするという最終目標の達成に向け、審査の遅れが最大になると予想される2008年において審査順番待ち期間を29か月台にとどめつつ、2013年には11か月に短縮するという中期目標の達成を目指し、必要な審査官の確保や審査業務の最適化等を行う。また、審査の迅速化に当たっては、現行の早期審査制度よりも更に早い超早期審査制度の試行等出願人の多様なニーズに応じた柔軟な特許審査を行う。

(5) 迅速かつ適切な紛争処理の実現

知財高裁において、今後とも知財分野における専門的処理体制を一層充実させ、迅速かつ適切な紛争処理を行う。

3. 国際展開の促進

(1) 模倣品・海賊版対策の強化

海外における模倣品・海賊版による被害が依然深刻であることにかんがみ、日本の強いリーダーシップの下、「模倣品・海賊版拡散防止条約」の早期実現を目指すとともに、インターネット上の海賊版への対策を含め、関係府省や官民が連携しつつ、侵害発生国に対する働き掛けを強化する。

(2) 知財制度の国際調和と国際協力の促進

企業等のグローバル展開を促進するためには外国において知的財産権を取得しやすくなるよう、知的財産制度の国際調和を推進することが必要である。このため、特許審査ハイウェイ等の審査協力を拡大するとともに、先進国間における特許制度の共通化に向けた取組を強化する。

また、アジア地域における知財制度整備や人材育成の協力を促進する。

(3) 国際的な商標問題への対応

我が国商品のブランドとなり得る地名や普通名称等が外国において商標登録されることにより、当該国における我が国事業者の事業活動に支障が生じることがないように、我が国における取扱いと同様な制度・運用の導入等をハイレベルで強力で働き掛ける。

(4) 日本ブランドの発信の強化

我が国のライフスタイルを形作っている食文化、ファッション、地域ブランドに加え、アニメ、マンガ、ゲーム等のコンテンツや伝統文化を含む分野横断的、かつ、総合的な日本ブランド戦略を策定し、強力で世界に発信する。

4. 知財人材の育成・国民の意識改革

知財立国の実現には、知財を創造し、保護し、活用する人材の育成が極めて重要である。国際的に通用する知財専門人材や総合プロデュース機能を果たせる人材を戦略的に育成するとともに、知財に強い法曹人材の養成に力を入れる。

また、知財を尊重し、知財によって発展するという共通の価値観を国民全体に浸透させるための取組を進めるとともに、次世代の日本を担う子供たちが柔軟な発想力と豊かな創造性を発揮しオリジナリティや他人の権利を尊重するよう、知財教育を充実させる。

平成20年6月6日

自由民主党政務調査会

知的財産戦略調査会

最高顧問 中川 秀直

保岡 興治

会 長 松田 岩夫

会長代理 佐藤 剛男

林 芳正

事務局長 伊藤信太郎